

令和2年度
第2回 福知山市地域公共交通会議
第1回（仮称）地域公共交通計画作成委員会

令和2年11月27日(金)午前10時30分
三段池公園総合体育館 第1会議室

事務局：福知山市建設交通部都市・交通課

福知山市地域公共交通会議(仮称)地域公共交通計画作成委員会設置規則

(設置)

第1条 福知山市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の設置目的に沿い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づき、まちづくり計画と一体性を確保しながら、市内各地域の特性に応じた多様な交通体系のあり方について検討を行い、本市の公共交通の再編に向けた基本方針となる(仮称)地域公共交通計画を作成するため(仮称)地域公共交通計画作成委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織等)

第2条 委員会は、交通会議及び調整部会委員並びに次に掲げる者のうちから、福知山市長(以下「市長」という。)が委嘱又は任命する。

- (1) 市民団体代表(利用者代表)
- (2) 学識経験者
- (3) 道路管理者
- (4) 有償運送実施団体代表
- (5) 市民公募委員
- (6) その他交通会議が必要と認める者

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には市長を充てるものとし、副委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、及び会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(任期)

第3条 委員会の委員の任期は委嘱又は任命の日から令和4年3月31日までとする。また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 会議は必要に応じて委員長が招集し、会議を進行する。

(協議結果の取扱い)

第5条 委員会において作成された計画内容については、交通会議の決議を持って協議が調ったものとして扱うものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は建設交通部都市・交通課に置き、庶務を処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるものの他、必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年11月6日から施行する。

(読替規定)

2 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第36号)の施行の日以降、改正後の規則中「(仮称)福知山市地域公共交通計画」とあるのは「福知山市地域公共交通計画」と読み替えるものとする。

No.	種別	団体	役職	名前	地域公共交通会議役職
1	地方公共団体の長	福知山市	市長	大橋 一夫	会長
2	地域住民代表者	福知山市自治会長・運営委員・連絡協議会	会長	谷垣 均	委員 調整部会委員
3	市民委員	市民委員	市民委員	上山 道彦	委員
4	市民委員	市民委員	市民委員	岡部 成幸	委員
5	市民委員	市民委員	市民委員	衣川 裕次	委員
6	一般旅客自動車運送事業者	京都交通株式会社	福知山営業所長	川本 康博	委員
7	一般旅客自動車運送事業者	西日本ジェイアールバス株式会社	京丹波営業所長	場田 博之	委員
8	一般旅客自動車運送事業者	丹後海陸交通株式会社	営業部長	林 忠広	委員
9	一般旅客自動車運送事業者	日本交通株式会社	福知山営業所係長	吉田 英明	調整部会委員
10	一般旅客自動車運送事業者	前田自動車株式会社	タクシー事業部本部長	前田 聖	調整部会委員
11	一般旅客自動車運送事業者	有限会社慶和	代表取締役	浅井 勇太郎	調整部会委員
12	鉄道事業者	西日本旅客鉄道株式会社 福知山支社	総務企画課課長代理	岡田 勝	調整部会委員
13	鉄道事業者	WILLER TRAINS株式会社	旅客部係員	小西 翔	調整部会委員
14	公共交通事業者	自主バス運行協議会 三岳バス運行協議会	会長	伊藤 賢治	副会長 調整部会委員
15	公共交通事業者	庵我バス運行協議会	会長	森本 高夫	調整部会副部会長
16	公共交通事業者	中六人部バス運行協議会	会長	藤田 重行	調整部会委員
17	一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体	事業者運転者団体代表	京バス北労働組合執行委員	山路 春彦	委員
18	道路管理者	国土交通省近畿地方整備局	福知山河川国道事務所長	矢野 則弘	委員
19	道路管理者	京都府中丹西土木事務所	所長	岩崎 英徳	委員
20	所轄警察署	京都府福知山警察署	署長	熊谷 真人	委員
21	有償運送事業実施団体	特定非営利活動法人福知山BGM福祉サービス	事務局長	荒川 浩司	調整部会委員
22	福祉団体代表	社会福祉法人福知山市社会福祉協議会	福祉部長	眞下 誠	調整部会委員
23	商工団体代表	福知山商工会議所	会頭	塩見 和之	委員
24	近畿運輸局京都運輸支局長が指定する職員	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局	首席運輸企画専門官	曾川 高円	委員 調整部会委員
25	京都府	京都府中丹広域振興局	副局長	平田 俊也	委員
26	市担当部局道路管理者	福知山市建設交通部	部長	中村 直樹	調整部会委員
27	学識経験者	福知山公立大学	准教授	佐藤 恵	調整部会長
28	学識経験者	京都大学	准教授	松島 格也	—

地域公共交通計画作成委員会 協議事項

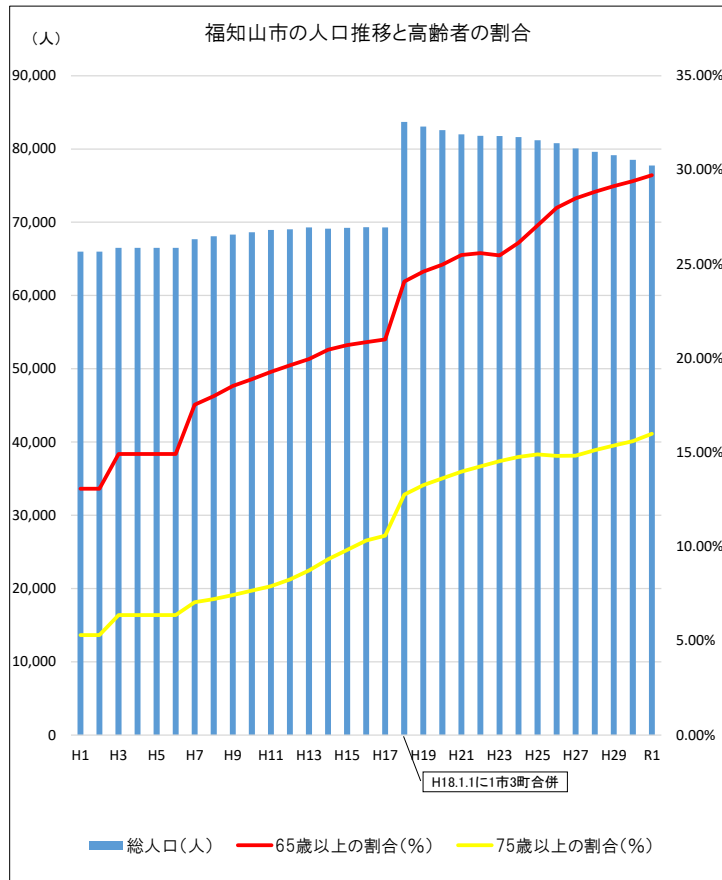
1 地域公共交通計画作成委員会副委員長の選出について

地域公共交通計画作成委員会 協議事項

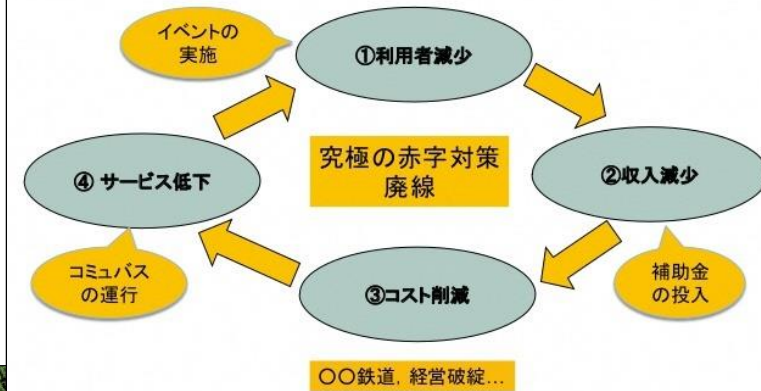
2 (仮称)福知山市地域公共交通計画の作成について

1 地域公共交通を取り巻く背景

- ✓ 少子高齢化と人口減少、モータリゼーションの進展により、地域公共交通の利用者が減り、路線の維持はより困難に。



そして…公共交通は負のスパイラルに
個的領域の拡大と公的領域の衰退



交通弱者の
移動手段確保



- ✓ 公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が更に利用者を減少させる「負のスパイラル」におちいり、このままでは自家用車等を持っていない人は自由に移動できなくなる。
- ✓ しかし、高齢者や身体の不自由な人、学生等にとってはなくてはならない生活移動手段であり、交通政策基本法の基本理念に基づき、交通に対する地域の基本的な需要が適切に充足されなければならない。

2 公共交通に関する施策の推進

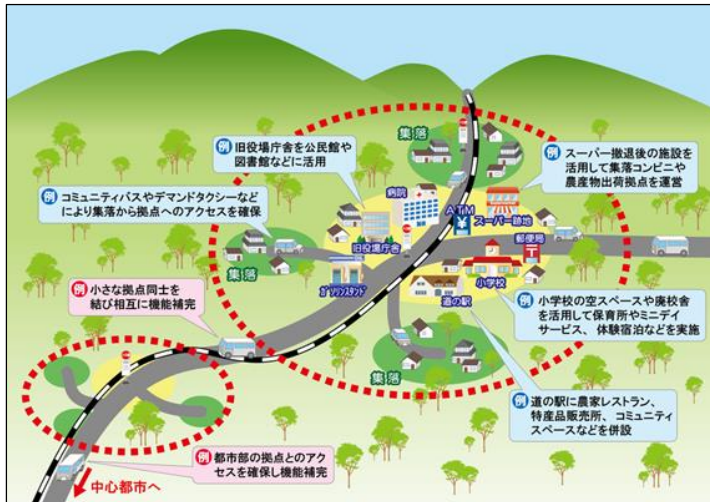
移動手段の確保と市民の移動する権利を守ることは、交通分野の課題解決のみにとどまらず、まちづくりの様々な分野で大きな効果をもたらす。従って、行政や交通関連事業者、住民等の関係者が連携し、及び協働しつつ施策を推進しなければならない。

このような中、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第36号)」が、令和2年11月27日施行された。

〔輸送資源の総動員〕

- ✓ 法改正により、全ての地方公共団体に対して地域交通に関するマスタープランとなる地域公共交通計画の策定が努力義務化される。
- ✓ これまでの「地域公共交通ネットワークの形成」に加え「**地域における輸送資源を総動員**」することで、持続可能な地域の旅客運送サービスの提供を確保する取組が促進される。

これまでの「地域公共交通ネットワークの形成」に「地域における輸送資源を総動員」



+



=

持続可能な地域の旅客
運送サービスの提供を確
保する取組が促進

3 関係法令の整備、計画の作成

国の法整備

【平成25年】

交通政策基本法(平成25年法律第92号)の制定

- 日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等
- まちづくりの観点からの交通施策の促進
- 関係者相互間の連携と協働の促進

【平成26年】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の改正

- 改正により、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築するため、「地域公共交通網形成計画」を法定計画として規定。**地方公共団体が作成することができるようになった。**

【令和2年】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正

- **地方公共団体による地域公共交通計画の作成が努力義務化**され、地域における取組をさらに促進。
- 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、スクールバス等)も計画に位置付け

福知山市の計画作成

上位計画: 福知山市総合計画「**未来創造 福知山**」(平成28年3月)

■ 目標とする都市構造

⇒「福知山らしいコンパクトな都市(コンパクト+ネットワーク)」

【平成28年3月】

福知山市地域公共交通網形成計画(計画期間: H28～R2)作成

- まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成の促進
- 本市の路線バス等の公共交通再編のための基本方針

【平成29年8月】

福知山市地域公共交通再編実施計画(計画期間: H29～R2)作成

- 再編の考え方や再編の進め方、再編の方向性を、地域別・路線別に定めたもの。

【令和3年】

計画期間が終了する福知山市地域公共交通網形成計画の次期計画「**(仮称)福知山市地域公共交通計画**」を策定

まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成



地域における輸送資源の総動員

持続可能な旅客運送サービスの提供の確保

福知山市における「輸送資源の総動員」とは・・・。

既存の公共交通が縮小し財政負担が増す状況の中、同じ形態のままでは多様なニーズに対応することが困難。

今ある公共交通を利用実態に応じて見直すとともに、新しい取組による効率的な移動手段を確保する。

✓ 既存の公共交通の実態に応じた効率化による路線の維持

(例)

- 低利用便、低利用区間の見直し
- 土日祝運行の見直し
- 運行経路の見直し

✓ 市民協働による地域力での支え合い交通の確立

(例)

- 公共交通空白地有償運送
- 福祉有償運送
- デマンド型乗合タクシー
- 道路運送法によらない支え合い交通

✓ 別個の手段の組み合わせによる利便性の向上

(例)

- 同一主体による公共交通空白地有償運送と福祉有償運送の実施
- スクールバスの有料での一般利用
- 病院、商業施設の送迎サービスの活用

利用可能な移動手段を組み合わせ、「福知山市の総動員」を模索していく。

4 今後5年間の基本方針(案)

【現：福知山市地域公共交通網形成計画】

- ① 関連計画やまちづくり施策と整合した、市域全体の一体性の確保、広域拠点の向上に資する公共交通ネットワークの形成
- ② 地域の実情やニーズに適応した多様な交通体系の組み合わせによる、効率的で利便性を確保した交通体系の形成
- ③ 少子高齢化、人口減少などの社会環境やニーズの変化に対応したフレキシブルで持続可能な生活移動手段の確保
- ④ 市民、交通事業者及び行政の理解と連携による持続可能な交通網の形成と利用促進

これまでのネットワーク形成の取組に、福知山市における「輸送資源の総動員」の考え方を加える

今ある公共交通を利用実態に応じて見直すとともに、新しい取組による効率的な移動手段を確保する。(P.8参照)

✓ 既存の公共交通の実態に応じた効率化による路線の維持

✓ 市民協働による地域力での支え合い交通の確立

✓ 別個の手段の組み合わせによる利便性の向上

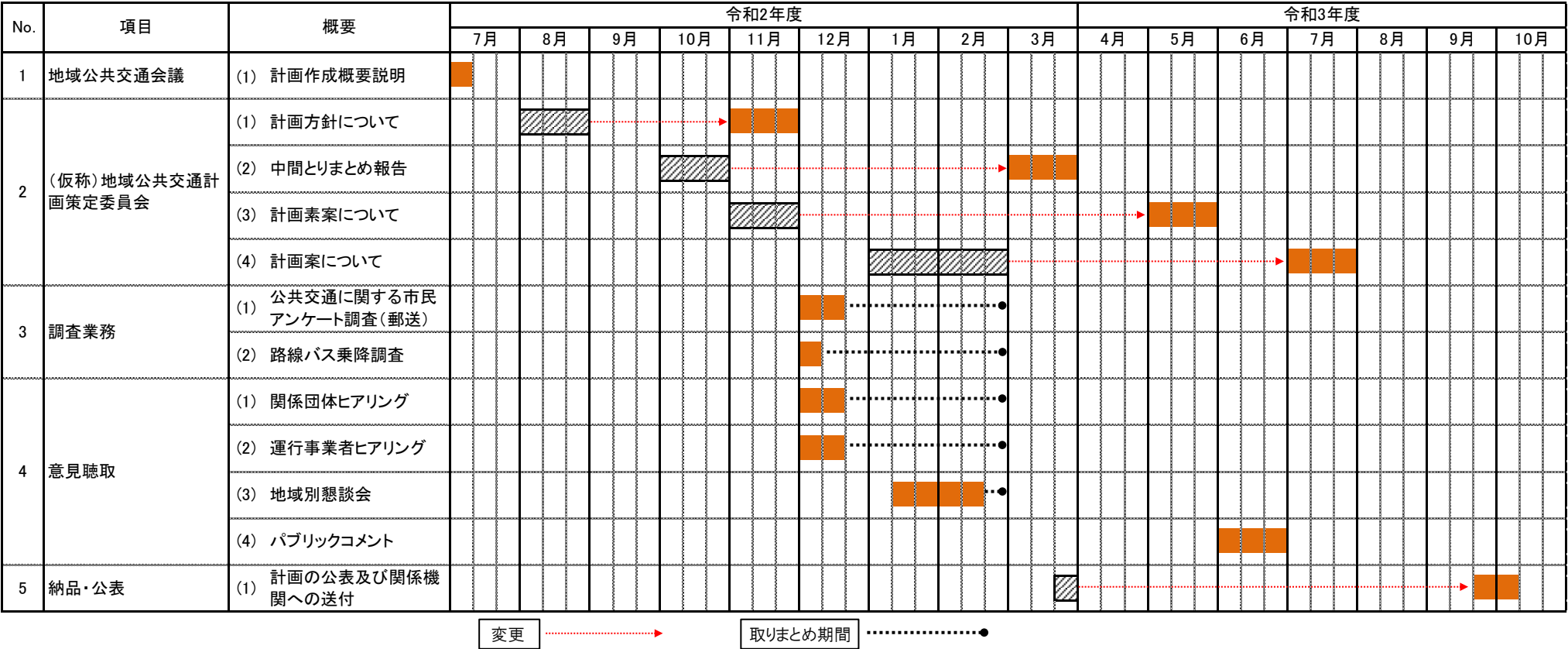
【新：福知山市地域公共交通計画(案)】

- ① 関連計画やまちづくり施策と整合した、市域全体の一体性の確保、広域拠点の向上に資する公共交通ネットワークの形成
- ② 地域の実情やニーズに適応した多様な交通体系の組み合わせによる、効率的で利便性を確保した交通体系の形成
- ③ 少子高齢化、人口減少などの社会環境やニーズの変化に対応したフレキシブルで持続可能な生活移動手段の確保
- ④ 市民、交通事業者、行政及び各種団体等全ての関係者の理解と協働による輸送資源の総動員と利用促進
- ⑤ 先進技術を活用した効率的な移動手段の確保と環境負荷の軽減

5 スケジュール

- ✓ (仮称)福知山市地域公共交通計画作成スケジュールの見直しについて
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い移動実態を把握するための調査が遅延したため、スケジュールを見直し令和3年度上半期内の計画作成を目途とする。

令和2年度（仮称）福知山市地域公共交通計画作成スケジュール（案）



概要

□ 過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で運送できることとする制度。

種類

住民等のための「自家用有償旅客運送」
(市町村運営有償運送(交通空白)、公共交通空白地有償運送)

実施団体数：
市町村運営有償運送(440団体)
公共交通空白地有償運送(116団体)
(※平成30年3月31日時点)



身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」
(市町村運営有償運送(福祉)、福祉有償運送)

実施団体数：
市町村運営有償運送(112団体)
福祉有償運送(2466団体)
(※平成30年3月31日時点)



※平成27年4月より、事務権限(登録、指導・監督)の市町村長等への移譲(手上げ方式)を開始。
平成30年4月1日現在、事務・権限の移譲先として19自治体(8県、11市区町村)を指定済み。

登録等

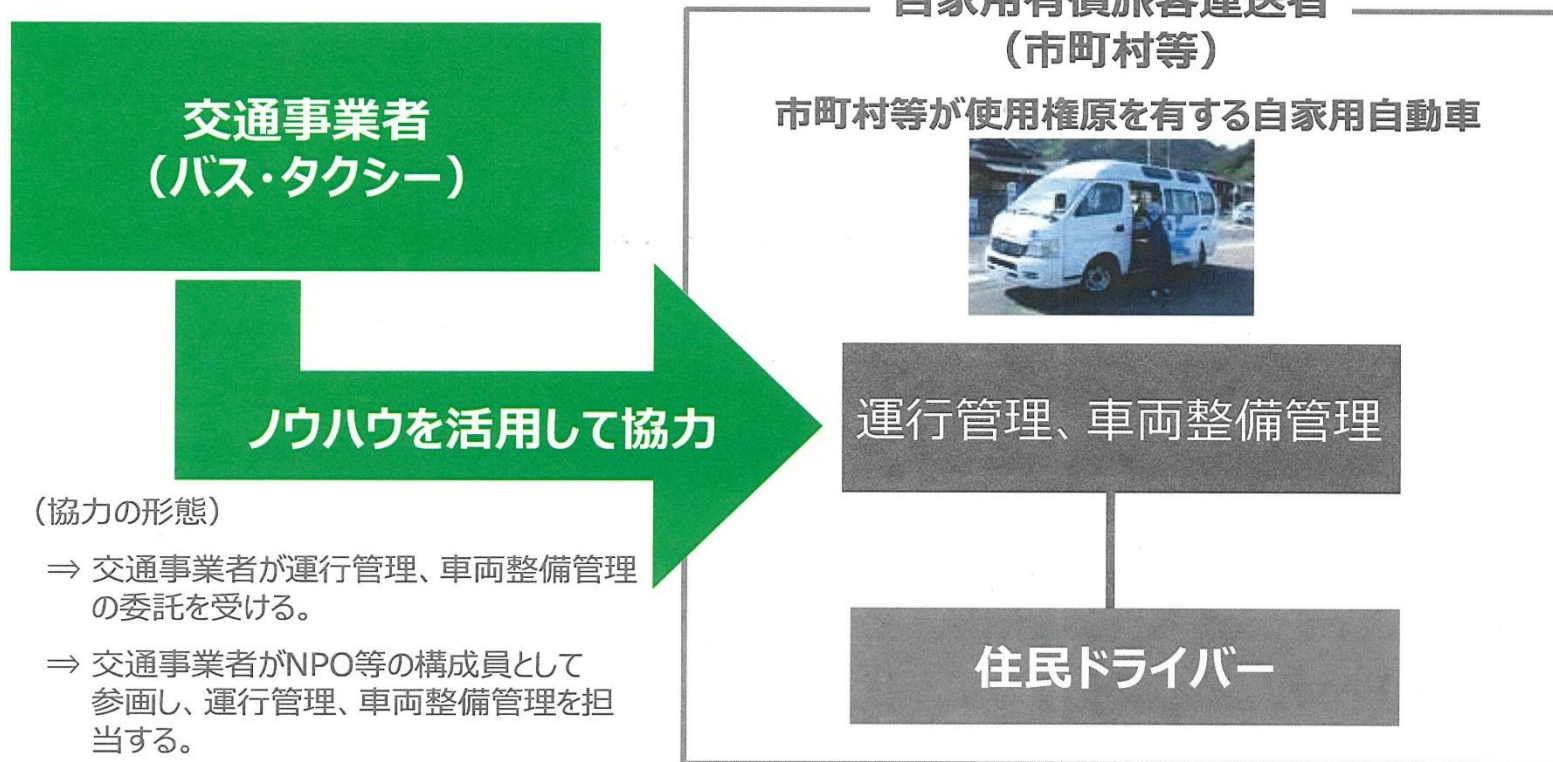
登録要件

- ① バス、タクシーによることが困難、かつ、
- ② 地域の関係者(※)により「地域住民の生活に必要な輸送」であるとの共通認識
※地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、地方運輸局又は運輸支局等
- ③ 必要な安全体制の確保

交通事業者が協力する自家用有償旅客運送制度の創設(令和2年度)

- 交通事業者が委託を受けたり、実施主体に参画することで、運行管理、車両整備管理を担う自家用有償旅客運送制度を創設し、合意形成手続きや申請手続きの簡素化等の特例措置を講じる。

○交通事業者協力型自家用有償旅客運送の概要



【期待される効果】

【利用者】

- ・安全、安心な交通サービスの提供

【自家用有償主体（市町村等）】

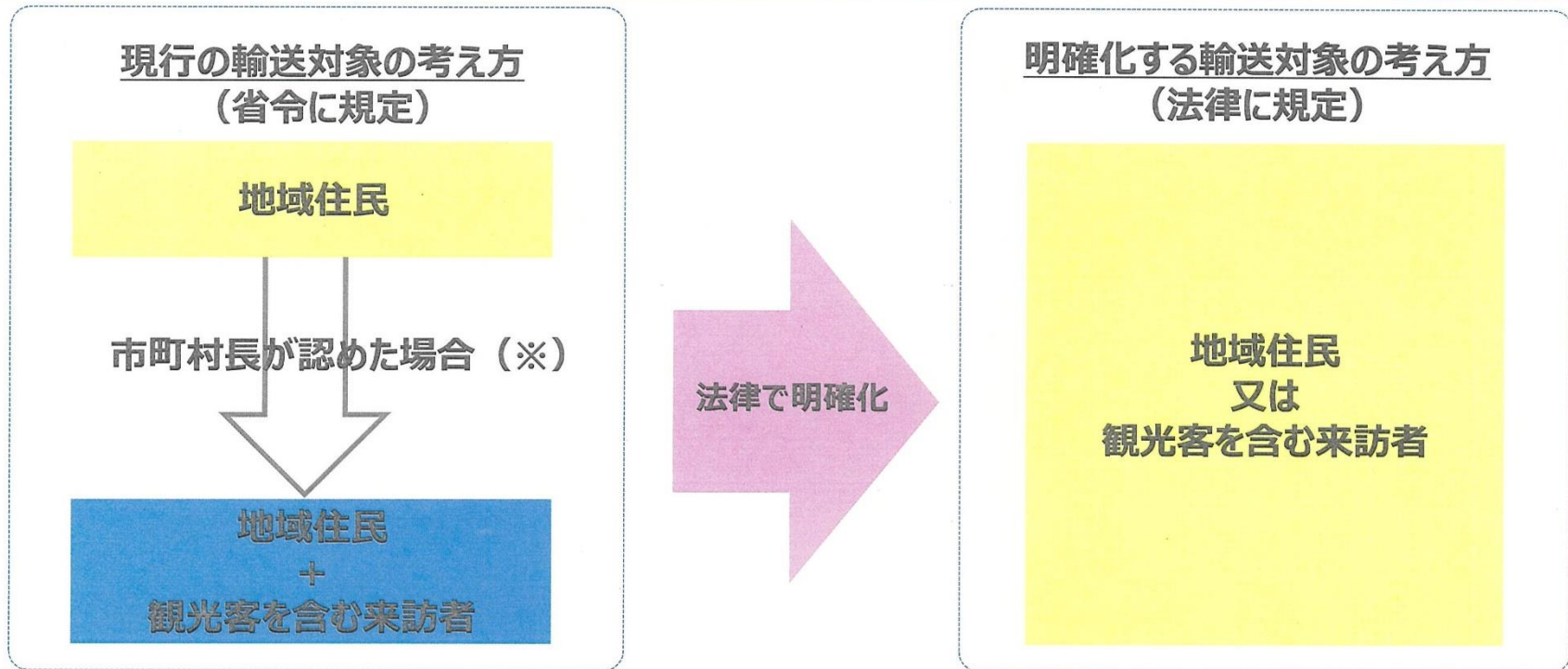
- ・業務負担の軽減
- ・運行ノウハウの活用

【交通事業者】

- ・委託費の確保等

観光ニーズへの対応のための輸送対象の明確化

- 地域住民だけでなく観光客を含む来訪者も対象とすることを法律において明確化することを検討。



(※) 地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを市町村長が認めた場合

【期待される効果】

- ・インバウンドを含む観光ニーズの取り込みにより、生活交通も含め、地域交通の持続性が高まる
- ・観光客の移動ニーズに対応し、地域の観光資源の活用を図る

地域公共交通計画作成委員会 協議事項

3 (仮称)福知山市地域公共交通計画作成業務について

(1) 業務名	(仮称)福知山市地域公共交通計画作成業務
(2) 業務期間	令和2年10月28日から令和3年3月31日までとする
(3) 業務内容	・地域内公共交通現況・利用実態調査 ・市民アンケート調査 ・調査結果に基づく課題・問題点の抽出、整理 ・(仮称)地域公共交通計画基本方針の検討と中間とりまとめ
(4) 入札日	令和2年10月28日
(5) 落札業者	日本工営株式会社京都事務所
(6) 落札価格	7,480,000円(税別)
(7) 契約額	8,228,000円(税込)